

○もんま委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

まず初めに、1、令和4年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第1号、議案第4号、議案第10号、議案第11号及び報告第1号の以上5件について、理事者から順次説明願いたいと思います。

○佐藤総合政策部長 議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算及び議案第4号、令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算につきましては、市民活動交流センター管理費など91事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ77億2千490万2千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書23ページから30ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、2款総務費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金で1千601万1千円、庁舎管理費で1千667万9千円、公共駐車場事業特別会計繰出金で1千591万4千円、地域公共交通対策費で1千150万6千円、公共交通事業者等緊急支援金で1千350万2千円、アイヌ施策推進基金積立金で1千50万円、財政調整基金積立金で38万5千円、減債基金積立金で20億8千108万8千円、9款消防費では、消防活動費で807万1千円、13款職員費では、給与及び費用弁償で22万7千円をそれぞれ追加し、4款衛生費では、病院事業会計負担金で2千24万円を減額しようとするものでございます。歳入につきましては、17ページから22ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますものうち、7款地方交付税で33億5千801万9千円、17款国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で7億3千819万円、19款財産収入で2億1千168万5千円、20款寄附金のうち、総務費寄附金で1千50万円、22款繰越金で6億3千317万5千円、24款市債で22億1千98万1千円をそれぞれ追加し、21款繰入金で13億7千752万円を減額しようとするものでございます。

4ページ及び5ページの第2表、繰越明許費補正では、消防庁舎整備費を繰越明許費として追加しようとするものでございます。

6ページから8ページの第3表、債務負担行為補正では、令和4年度分施設維持管理業務等委託料について債務負担行為を追加しようとするものでございます。

9ページの第4表、地方債補正では、特別減収対策債を追加し、都市計画事業など3件の限度額を変更しようとするものでございます。

次に、議案第4号、令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ148万5千円を追加しようとするものでございます。

その内容といたしましては、補正予算書45ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款事業費に、公共駐車場運営費で148万5千円を追加しようとするものであります。この財源につきましては、同じく45ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、4款繰入金で1千591万4千円を追加し、1款事業収入で1千442万9千円を減額しようとする

るものでございます。

13 ページ下段の第2表、債務負担行為では、旭川駅前広場駐車場運營業務委託料について債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、報告第1号の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

北海道におけるまん延防止等重点措置に伴い、1月27日、遅くとも29日から2月20日までの間、営業時間短縮等の要請に協力する市内飲食店等に対し支援金を支給するに当たりまして、北海道から早期給付の申請受け付けを2月4日から開始してほしい旨の要請があったところでございます。早期給付に当たり、事業の周知、準備期間を考慮した結果、緊急施行を要するため、1月27日に令和3年度旭川市一般会計補正予算を専決処分いたしました。

その内容といたしましては、7款商工費の感染防止対策協力支援金で26億7千122万8千円を追加し、この財源につきましては、15款分担金及び負担金で5億2千175万円、17款国庫支出金で21億4千947万8千円をそれぞれ追加したものでございます。

第2表、繰越明許費補正では、感染防止対策協力支援金を繰越明許費として追加したものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○片岡総務部行政改革担当部長 議案第10号、土地の処分につきまして御説明申し上げます。

旭川市宮下通12丁目に所在します面積7千693.98平方メートルの土地を、6億100万円円で札幌市中央区北6条西16丁目の株式会社ほくやくに売却しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊総務部総務監 議案第11号、契約の締結について御説明申し上げます。

工事名、第2豊岡団地建替(2-B)新築工事を、契約金額8億5千140万円で、株式会社廣野組ほか3社で構成いたします廣野・菅原・東成・谷脇共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は、条件付一般競争入札でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○もんま委員長 ただいま説明を受けたところでございますが、委員の皆様から何か御発言等がございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者の方につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に2、報告事項についてを議題とさせていただきます。

まず、旭川市自転車活用推進計画(素案)に対する意見提出手続の実施結果について、理事者から報告を願います。

○熊谷地域振興部長 旭川市自転車活用推進計画(素案)に対する意見提出手続の実施結果につきまして、御報告申し上げます。本日資料をお配りしております。

このことにつきましては、昨年11月25日の総務常任委員会で、基本方針、計画目標、施策体

系、施策展開などの本計画素案の概要を御説明し、さらに、今後、意見提出手続を実施する旨、御報告させていただいたところでございます。

昨年12月20日から本年1月31日までの約1か月間、市民の皆様から素案に対する御意見を募集いたしました。その結果、資料にありますとおり、個人1人から1件の御意見をいただいております。

いただいた御意見は、自転車通行空間の認知不足のほか、サイクリングコースの充実や旭川市の魅力を生かしたサイクルツーリズムの情報発信の充実など、現状の課題や施策展開に関するものであり、いずれも素案に記載した内容とほぼ同様の内容であったことから、提出のあった御意見による素案の変更は行いませんが、今後の事業推進の参考とさせていただきます。なお、意見提出手続の結果につきましては、資料配布場所及びホームページにおいて公表いたします。

今後につきましては、この結果を踏まえ、旭川市自転車活用推進計画の案を作成し、関係団体や公募市民で構成する旭川市自転車活用推進計画策定懇談会からの意見聴取や、国、北海道、北海道警察及び庁内の関係部局で構成する旭川市自転車ネットワーク計画整備推進会議の協議を経て、令和4年3月末の策定を予定しております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして特に委員の皆様から御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければこの件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、旭川市業務システム最適化計画の改訂について、理事者から報告を願います。

○片岡総務部行政改革担当部長 旭川市業務システム最適化計画の改訂につきまして、御報告申し上げます。御配付しております資料を御覧ください。

旭川市業務システム最適化計画は、平成28年5月に、本市の業務システムを汎用機からオープン系への仕組みに転換するための基本計画として策定したところです。平成29年12月に1度改訂していますが、今回、2度目の改訂をしたところでございます。

1度目の改訂時には、令和4年度までに住民記録システムや税、国民健康保険などをオープン系に移行し、運用を開始するという計画でしたが、その後、新庁舎の移転の時期が令和5年度に変更になったことや、国が令和7年度末までに、地方自治体の業務システムの標準化を進める目標を示したことなどから計画を見直しました。

本計画では、対象となる20の業務システムについて、ガバメントクラウドを活用し、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することとしております。まず先行グループとして、住民記録や介護保険などのシステムを令和5年度の新庁舎移転後に、また、後発グループとして、税や国民健康保険などのシステムを令和7年度に移行していくこととしております。なお、令和7年度までの最適化実施に係る初期経費の想定額は約15億円と見込んでおります。

本計画の推進に当たっては、4つの基本理念を掲げています。まず一つ目が情報化関連経費の抑制、二つ目が競争原理が働く環境の構築、三つ目が業務の高度化・効率化、四つ目がセキュリティの担保になります。市民サービスのさらなる向上につながるよう業務システムの最適化を進め、昨

年策定しました旭川市デジタル化推進方針の取組とともに、着実にデジタル化を推進してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言等がございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ次に、旭川市公共施設等総合管理計画(改訂版)(案)に対する意見提出手続の実施結果について、理事者から報告を願います。

○片岡総務部行政改革担当部長 旭川市公共施設等総合管理計画(改訂版)(案)に対する意見提出手続の実施結果につきまして御報告申し上げます。御配付してあります資料を御覧ください。

昨年11月19日から12月20日までの約1か月間、市民の皆様から管理計画(改訂版)(案)に対する御意見を募集いたしました。その結果、1団体を含む計36名の方から、合計47件の御意見をいただいたものがございます。また、意見提出手続に際し、説明会の実施を取りやめ、計画概要の説明動画をユーチューブで公開し、募集期間終了時まで合計243回の閲覧があったところです。

いただいた意見の内容ですけれども、計画の内容に賛同する意見のほか、財源確保、公共施設の削減、中長期的な経費の見込み、本計画と総合計画の関係性、職員の意識改革など、計画内容に関する意見や個別施設の移転、統合、廃止の提案がございました。

今回いただいた意見を踏まえ、本計画と総合計画の関連についての記述を計画の資料編に追加する見直しを行い、今後、庁内の専門部会や行財政改革推進本部会議に諮った上で、3月末までに計画の改訂版を策定する予定です。

以上、旭川市公共施設等総合管理計画(改訂版)(案)に対する意見提出手続の実施結果につきまして御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○もんま委員長 ただいま報告を受けたところでございますが、皆様から何か御発言等がございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

それでは次に、旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)結果について、理事者から報告を願います。

○川邊総務部総務監 旭川市における公契約の基本を定める条例に関連して実施した労働者賃金等の実態調査について、令和3年度の調査結果を御報告申し上げます。御手元の資料を併せて御覧ください。

まず1ページ目の調査概要であります。概括的に説明いたしますと、今回の調査は、昨年10月1日から11月26日にかけて実施し、前回同様、市が発注した設計金額500万円以上の工事を受注した元請事業者とその下請事業者を対象としております。なお、相手方の負担にも配慮いたしまして、複数の対象となる工事がある場合には最も請負金額の高いものに絞って調査を行っております。調査対象者は、昨年4月から9月の間に1日以上工事に従事した、設計労務単価で定める5

1 職種に該当する労働者とし、役員や現場代理人などは対象外とさせていただいております。調査した賃金は基本給、通勤手当などの基準内手当、過去1年間に支給された臨時の賞与や現物支給とし、時間外手当についても調査をいたしております。1 ページ目から2 ページ目にかけての集計件数ですが、回答が寄せられた元請、下請を合わせた182社から調査対象の労働者がいない39社を除いた143社、594人となっております。また、この中から24社を抽出し、聞き取りなどにより経営状況や賃金支給の考え方、労働需給など定性的な賃金実態も捉えるようにいたしております。

結果概要は2 ページ目から4 ページ目にお示しいたしておりますが、主なものをここで御説明を申し上げます。まず2 ページの(1)、労働者の平均賃金であります。労働者全体では1日当たり1万3千682円で、設計労務単価で定められた51職種中、今回の調査では27職種について回答を得ております。前回調査は1万4千599円なので377円、率にして2.7%の減少となっております。次に(2)、賃金水準の最低と最高の比較ですが、同じ職種であっても特殊作業員では2.2倍、普通作業員では3.5倍など、12の職種で2倍以上の差が開く結果となりました。3 ページの(3)では、年齢では40代から50代、また、経験年数が長い労働者の賃金が高いという傾向が確認され、(5)の元請、下請の関係という部分では、比較ができた10職種中、平均賃金で元請が下請を上回ったのは特殊作業員、軽作業員など4職種で、残りの職種は下請が元請を上回る結果となりました。4 ページの(6)、設計労務単価との関係では、先ほど申しあげました平均賃金1万3千682円は設計労務単価の加重平均額1万9千445円の70.36%でありまして、前回の70.74%から0.38%の減少となっております。なお、個別の職種で見た場合には設備機械工は93%、電工84%など、12の職種で上回っております。次に(7)、その他のイの部分で法定外労災保険の加入状況であります。これは昨年度から、公共工事の品質確保の促進に関する法律で、法定の労災保険に上乘せして、法定外の民間労災保険に加入し、万一の際の十分な補償を担保し、それを予定価格に反映することが発注者の責務とされました。本市もそれに対応していることから受注側の状況を確認しているものでございまして、8割が加入済みという結果となっております。なお、6 ページから16 ページにかけて調査結果の詳細を、17 ページから19 ページには24社からの聞き取り調査の主な意見を記載しております。

聞き取りの結果ですが、コロナ禍の経営などへの影響については事業者によって見方が分かれておりまして、また、賃金の支払いに当たっては、少なくとも、設計労務単価を意識しているということは感じられ、上げられなくても、賃金以外の福利厚生の実態などで工夫をしているといった事業者もございました。

以上、調査結果についての御報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○もんま委員長 ただいま報告を受けたところでございます。特に御発言はございませんでしょうか。

○石川委員 ただいま労働者賃金等の実態調査の結果について報告を受けました。この課題につきましても、一昨年、昨年と質疑しておりますので、今年も引き続き、何点か質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、この集計件数なんですけれども、前年の228社、811人から143社、594人と大

幅に減っていますが、この理由をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○齊藤総務部契約課長 令和3年度調査の対象となる元請事業者については、令和2年度比でマイナス14社となっております。それに伴い下請事業者についても減少しております。下請事業者については、令和2年度比でマイナス42社となっておりますことから、集計件数で大幅な減少となっていると捉えています。また、今回の調査が3回目ということもあるのか、未回答事業者が14社から30社と大きく増えたことも、対象者が大きく減少した要因と捉えています。

今後、調査を継続することとなったときには、調査の意義等を事業者に周知し、調査への協力をお願いしていきたいと考えております。

○石川委員 今、調査の対象となる元請事業者が減って、またそれに伴って下請事業者も減少しているとの答弁でした。

次に労働者の平均賃金なんですけれども、対象労働者全体の加重平均で前年度の1万4千59円から377円減額して1万3千682円、2.7%の減少となっているわけなんですけど、この結果をどのように捉えているのでしょうか。

前年度調査では、賃金を上げたと回答した事業者は12社あり、賃金を下げたとの回答はありませんでした。しかし、今回の調査を見てみますと、賃金を据え置いた、または下げたと回答した事業者は10社ありまして、理由としては、コロナの影響で仕事量が減ったですとか消毒等の経費がかかったなどの理由が挙げられておりますが、前回、聞き取り調査をしたときは、令和2年12月と令和3年1月で、既にコロナの影響があったのではないかと思います。この結果をどのように捉えているのでしょうか。

○齊藤総務部総務課長 一般的な賃金の改定につきましては毎年4月からとなっていることが多く、令和2年度調査の賃金につきましては、コロナの影響が少ない時期に決定した令和2年4月からの賃金となっていることが多いと考えられますので、コロナによる賃金への影響は少なかったと思われる。

今回の調査につきましては、賃金決定時につきましてもコロナ禍の最中であったため、賃金増とはならなかった事業者が出たものと考えております。

○石川委員 ということは、令和3年、昨年4月から既に賃金は下がっていたということになりますね。このことによりまして、労働賃金単価が、調査初年度の令和元年度よりも令和3年度のほうが下がってしまいました。このことをどのように受け止めますか。

○齊藤総務部契約課長 令和元年度と今回の調査では抽出された労働者が同一ではないことから、労働者全員の賃金が下がったということではないとは思っておりますけれども、結果として平均賃金が下がったという数字が出ております。

今回平均賃金が下がった要因の一つですが、新型コロナウイルス感染症の影響は全国的に大きく、建設業についても例外ではない状況でございます。新型コロナウイルス対策につきましては業種個別に対策するのではなく、全国的に対応する必要があると考えており、全国的な新型コロナウイルス対策の状況を見守りつつこれまでの労働者賃金確保の施策を継続して実施していく必要があると受け止めているところでございます。

○石川委員 新型コロナウイルスの影響が大きいということですね。

続いて時間外労働についてもお尋ねしますが、時間外労働に従事している方は前年度64.7%から74.6%と、10ポイントも増えておりますね。これは、労働賃金が下がったために時間外労働せざるを得なくなってしまうのではないかなというふうに考えるわけなんですけれども、この結果をどのように捉えますか。

○齊藤総務部契約課長 令和3年度調査におきまして、週休2日の取組状況では4週8休以上が前年比5%増、4週5休以下が前年比5%減と、週休2日の取組が進んでおります。本市におきましても、週休2日工事として、工期や補正係数等により対応可能な工事を進めているところですが、夏場の天候不順やこれまでの施工方法などから、週休2日による休日分で休んだ分を平日の残業で補っている状況もあると考えております。

令和6年度からは、建設業についても、働き方改革として時間外業務の規制等が入ることから、適正な工期等により週休2日の拡大及び時間外労働の縮減となるよう努めてまいります。

○石川委員 今の答弁ですと、週休2日の取組が広がった分、工期がありますから、どうしてもこの工期に間に合わせるために平日残業している、残業が増えているということだと思うんですが、それですと労働時間は短縮されていないですね。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○齊藤総務部契約課長 週休2日工事につきましては、本市発注の分につきましても十分な工期を取って労働時間増にならないようにしているところではございますけれども、先ほども申したとおり、これまでの施工方法という部分がありますので、どうしても過渡期というところで、自分の会社だけではなくほかの会社との関係等も考慮した工期というものもあるかと思っておりますので、全体的に週休2日工事が広がっていけば、その部分は減っていくと思われまますので、こちらのほうを努めてまいりたいと考えております。

○石川委員 少し納得しました。

年齢と賃金の関係を見ますと、10代、20代及び70代以上で賃金が低く、40代から50代で賃金が高いと記されていますけど、これはそのとおりでございますよね。けれどもこの9ページの別表2を見ますと、令和元年度、令和2年度と比較して、10代から40代までは賃金は下がっていますね。50代と60代を見ると、令和元年度と比較すると上がっているけれども、令和2年度と比較すると下がっていますね。そして逆に70代を見ますと、令和元年度、2年度と比較して上がっているんですね。この結果はどのように捉えるのでしょうか。

○齊藤総務部契約課長 70代以上の方の賃金が上がる理由というのはなかなか考えにくいところではありますが、ある事業者から聞き取りを行ったところ、70代以上で賃金の低い方などは、現在コロナ禍で仕事も少なく、また、年金などの収入もあることから、仕事を辞める方もいらっしゃるというようなお話がございました。このような例が多い場合、70代以上で賃金の高い方、手に職をお持ちの方のみが残ることで平均賃金が上がることとなったということも考えられるというふうに考えております。

○石川委員 70代以上で賃金の低い方は辞めてしまったのではないかとということですね。

続いて外国人労働者についても一昨年、昨年と質疑してきましたので、お聞きしてまいりますけれども、令和元年度、2年度と比較して賃金が上がったことについては評価したいと思います。今回の調査では、聞き取り調査の主な意見の欄に外国人労働者についてという項目があり、非常に大

変であるといった意見も寄せられていますが、こういった意見についてどのように受け止めているのでしょうか。

○齊藤総務部契約課長 外国人労働者のうち外国人実習生につきましては、今回の聞き取り調査で、技術がない上に日本語が全くできないため言葉によるコミュニケーションがとりにくい、日本の生活習慣を教えていかないとならないなどの理由で、非常に大変であるとの意見があったことは承知しているところです。しかしながら、同じ会社の聞き取り調査内容では、外国人実習生の待遇や労働条件は日本人と同じであることや、3年目となる外国人実習生につきましてはいろいろなことができるようになってきているなど、大変であることを乗り越えて続けていることがわかりました。言葉の壁など外国人特有の困難さがございますが、外国人実習生の趣旨や人手不足解消などのため、継続して外国人実習生制度を活用していただきたいと考えております。

○石川委員 外国人労働者につきましても、日本人労働者と同じ処遇で対応していただきたいというふうに思います。

最初にお尋ねしたんですが、集約件数は大幅に減った中で、未回答事業者は14社から30社に大きく増えたということだったんですが、私が思うには、賃金が下がった事業者っていうのは答えづらかったということも考えられるんじゃないかと思うんですね。労働力不足については、作業への悪いイメージが先行しているといった回答もありましたけれども、それならなおのこと賃金を上げるべきというふうに思います。コロナ禍ということもあり、今回、加重平均賃金が下がるという大変厳しい結果となりました。今後もこの調査を続けることと思っておりますけれども、最後に総務監に総括的な見解をお伺いしたいと思います。

○川邊総務部総務監 総括的な見解ということでございます。

先ほど来、課長からの答弁にもございましたけれども、この調査自体が毎年度、対象とする工事の中身ですとか対象とする事業者、労働者を完全に同じ条件で固定してできる調査ではないものですから、調査結果の単純比較だけで断定的に判断はできないというふうには考えている一方、全体的な推移ですとか趨勢を見ると、そうした観点からすると委員御指摘のとおり、今回、労働者全体の加重平均で1日当たり1万3千682円と、前回調査と比較して377円、率にして2.7%の減という厳しい結果となったなというふうに率直に受け止めているところであります。考えられる要因といたしましては、令和2年10月に北海道地区の最低賃金の改正がなかったことと、あるいは令和3年度の設計労務単価が一部業種を除いて前年と据置きとなったことと、それから、やはり全国的な事象ではありますけれども、実体経済の面でも経営マインドの面でも、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が非常に大きかったのではないかなというふうに捉えているところであります。

一方で今回、調査で聞き取りも行っておりますが、その中では、設計労務単価を考慮して今年度は賃金を引き上げたという声ですとか、次年度は何とか上げていきたいと思っているという、そういった前向きな声もいただいているという状況がございます。今年度は変異株による急激な感染拡大と収束を繰り返して、なかなか先行きが見通せないという異例な状況の中での調査となってしまったため、事業者にとっては実体経済、経営マインドともに平常の状況ではなかったのではないかなというふうに捉えております。したがって、現時点におきましても先の見通しというのはな

かなか難しいものがございますけれども、まずは来年度も継続してこの実態調査を続けて、市内労働者の賃金実態や推移を見極めて、石川委員がおっしゃったように、公契約条例の趣旨でもあります市内事業所に勤務する労働者の労働環境の改善に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

○石川委員 次年度以降も、今、総務監が答弁したように調査を継続していただきたいということを述べまして、質疑を終わらせていただきます。

○もんま委員長 ただいま石川委員のほうから質疑がございましたが、他の委員の皆様、御発言等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、この件に関わりまして出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、第11次旭川市交通安全計画(素案)に対する意見提出手続の実施結果について、理事者から報告を願います。

○松尾防災安全部長 第11次旭川市交通安全計画(素案)に対する意見提出手続の実施結果につきまして、御報告申し上げます。

本計画に対しまして昨年12月20日から本年1月31日まで、市民の皆様から御意見を募集いたしました。その結果といたしまして御手元の資料にございますとおり、個人1人から5件の意見をいただいております。いただきました5件の御意見のうち、(1)から(4)の4件につきましては、本計画素案に記載した内容とおおむね同様の内容でありまして、御賛同いただいたものと考え、(5)の1件につきましては参考意見として受け止めさせていただくこととしております。

意見提出手続の結果につきましては、本年2月21日に開催を予定しております旭川市交通安全対策会議に報告した後に公表を行い、3月中に計画を確定する予定でございます。

以上、第11次旭川市交通安全計画(素案)に対する意見提出手続の実施結果につきまして御報告させていただきました。よろしくお願いたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から特に御発言等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、以上で予定しておりました議事は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から御発言等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 それでは本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

散会 午前10時44分